

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社アドミック

派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の公開
（法第23条第5項）

マージン率計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

■株式会社アドミック

2024/6/1～2025/5/31

◇京都

派遣労働者の数	27	実績数(日)
派遣先の数	34	事業年度あたり
マージン率	32.0%	
派遣料金の1人あたりの平均額	19,926	1日8時間あたり
派遣社員の賃金の平均	13,533	1日8時間あたり
教育訓練に関する事項	派遣前教育として派遣制度の説明実施(30分)	
福利厚生		

教育訓練の種類	対象者	実施人数	実施方法	費用負担	賃金支給
職能研修訓練	派遣労働者	6	OFF-JT	無	有給
職種転換訓練	派遣労働者	0	OFF-JT	無	有給
階層別研修訓練	派遣労働者	1	OFF-JT	無	有給

《マージン率の内容について》

①社会保険料

スタッフの雇用元として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の費用となります。

②福利厚生に関する費用

定期健康診断、懇親会費用 等

③有給休暇引当費用

スタッフの皆様が有休を取得する際の費用負担も雇用元の責任となりますのでその引当費用が発生します。

④教育訓練に関する費用

労働者派遣法に基づき、キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練を実施しています

カリキュラム: 販売スキルアップ講座、ロジスティクス講座、ものづくり教育講座
現場リーダー講座、ヒューマンスキルアップ講座

⑤会社運営費

その他の会社運営費として、営業担当者やコーディネーターなどの人件費・応募広告費・オフィス賃貸料・研修費用等の諸経費が発生します。

◆派遣社員の待遇決定方式: 労使協定方式

◆対象となる労働者の範囲: 当社で雇用される全派遣労働者

◆労使協定の有効期間の終期: 2026年3月31日